ききょうの里居宅介護支援事業所利用契約書

社会福祉法人　桔梗会

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「契約者」という。）と社会福祉法人桔梗会（以下「事業者」という。）は、契約者がききょうの里居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される居宅介護支援を受けることについて、次のとおり契約を締結します。

第一章　総則

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

（契約期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には､本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（居宅サービス計画の決定）

第３条　事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。

３　介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

４　介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

第４条　事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

（１）契約者及びその家族等と指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

（２）居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

（３）契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（居宅サービス計画の変更）

第５条　契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

（介護保険施設への紹介）

第６条　事業者は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

（介護支援専門員の交替等）

第７条　事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
２　契約者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）
第８条　事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。
２　前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、別紙「重要事項説明書」に定める料金を事業者に支払うものとします。
（利用料金の変更）
第９条
第８条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

（事業者の記録作成・交付の義務）
第10条　事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から５年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
２　事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
（守秘義務等）
第11条　事業者、介護支援専門員又は従事者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
２　前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）
第12条　事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第１１条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第五章 契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第13条　契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
（１）契約者が死亡した場合

（２）要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
（３）契約者が介護保険施設に入所した場合
（４）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
（５）事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
（６）第１４条から第１６条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（契約者からの中途解約）

第14条　契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に解約理由等を通知するものとします。

２　契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を解約することができます。

（契約者からの契約解除）

第15条　契約者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

（１）事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
（２）事業者もしくは介護支援専門員が第１１条に定める守秘義務に違反した場合
（３）事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合

（事業者からの契約解除）

第16条　事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

（１）居宅介護支援の実施に際し、契約者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
（２）契約者が、故意又は過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や迷惑行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

第六章 その他

（苦情処理）

第17条　事業者は、その提供した居宅介護支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第18条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者　住　　所　群馬県沼田市横塚町957番地2
名　　称　社会福祉法人桔梗会
事業者名　理事長　　生方　秀二　　印

契約者　住　　所

氏　　名　　印

身元引受人等

代筆者　住　　所

氏　　名　　印